



発行：日本共産党橋本市委員会
住所：橋本市御幸辻167-1
電話：32-9243

12月議会一般質問報告

市議会議員 阪本久代

保育問題について

子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、「子ども・子育て支援制度」が平成27年4月からスタートする予定です。

橋本市においても子ども・子育て会議が設置され、ニーズ調査も行われています。橋本市の保育はどう変わりますか。



1、子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども

園法の一部改正、関係整備法(児童福祉法等の改正))の3つの主なポイントは

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大
- 地域の子どもの子育て支援の充実

ということですが、「質の高い幼児期の学校教育」とはどういうものですか。

(答弁) 幼児期における教育は、教育内容に基づいた計画的な環境を通して育てることを基本に、幼児期の子どもの発達特性に応じた学びを保障することが重要です。そのために、学びの芽生えである知りたいという意欲を引き起こすこと、幼児の自発的な活動である遊びを通して指導を行うこと、発達の順序性に沿った教育内容と方法により、基本的信頼感や自己肯定感を育て、集団の中で人と関わる力、いわゆる社会性をしっかりとつけていくこと等の指導を行うことです。

2、子ども・子育て支援法では認定こども園、幼稚園、保育所は施設型給付となります。施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、保護者に対する給付を施設が法定代理受領します。契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護

者が施設と契約する公的契約となります。
新制度と現在との違いはどうなりますか。

(答弁) 公立認定こども園、公立幼稚園、公立保育園は新制度では直接契約となりますが、施設の設置者が市のため利用者と市との契約となります。また、私立保育所も市と利用者が契約することになります。

3、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもに対する地域型保育は実施する予定ですか。

(答弁) 現時点では、市が実施主体となって地域型保育事業を実施する予定はありませんが、民間事業者等から申請が出された場合は、今後整備する認可条件に照らして判断していくこととなります。



4、橋本市が進めている幼保一元化計画との関係はどうなりますか。

(答弁) 橋本市が進めている認定こども園は保育所型であり、今回の改正により影響をうけないと考えています。

今後計画される紀見地域のこども園整備については、子ども・子育て会議での論議等をふまえて検討してまいります。



5、新制度になっても橋本市が築いてきた保育行政を後退させないことを求めます。

(答弁) 新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子どもの子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引き上げによる財源によって、幼児教育・保育・子育て支援の質・量を充実させるもので、本市の保育行政が後退することはないと考えています。

無料法律相談

日時 1月17日(金) 午後3時~8時
場所 橋本市市民会館2F 予約が必要です。
富岡清彦 33-0796・阪本久代 36-1493
古倉伸二 32-6406